

長久手市農業用機械等貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が農業環境を整備し、市内の農地の保全、遊休農地の解消、新規就農者の支援及び民有地緑化の保全の推進を図るため、長久手市（以下「市」という。）が所有する農業用及び緑地管理用機械等（以下「機械等」という。）の貸出しを行う事業（以下「貸出事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 機械等の貸出しを受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 草刈機、自走式草刈機、管理機及びアルミブリッジ 市内の農地等を所有又は管理する者
- (2) 剪定枝粉碎機 市内に在住し緑地を所有又は管理する者

(貸出しをする機械等及び利用料)

第3条 貸出しをする機械等及び利用料は、別表のとおりとする。

- 2 機械等の損耗、破損等により修繕の必要が生じた場合は、修繕が完了するまで貸出しを停止する。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則として貸出日から起算して3日以内（返却しようとする日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日まで）とする。

ただし、市長が特に必要であると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの申込み)

第5条 機械等の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、原則として機械等の借り受けを希望する7日前までに農機具等貸出申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 申込み及び利用料の支払に関する事務手続は、市役所みどりの推進課窓口で行う。
- 3 機械等の貸出しは、事前申込制で先着順とする。

(貸出しの承認)

第6条 市長は、前条の規定による貸出しの申込みがあったときは、その内容を審査し適当と認められ、利用料が必要な場合においてその支払が確認できたときは、申込者に農機具等貸出承認書（様式第2号）を交付する。

(貸出し及び返却)

第7条 機械等の貸出し及び返却の場所は、長久手市アグリサポート振興施設(旧集出荷選果場。長久手市前熊前山104番地1)とする。

2 機械等の貸出しは、市職員又は委託業者職員(以下「職員等」という。)の立会いのもとで行う。機械等の貸出しを受けた者(以下「利用者」という。)は、機械等に不具合が無いか、職員等とともに確認した上で貸出しを受けるものとする。

3 市長は、貸出した機械等の不調について相談があった場合は、状況確認等を行い、対応するものとする。

4 利用者による機械等の返却は、職員等の立会いのもとに行う。また職員等は、機械等の正常な作動、破損箇所の有無、燃料の残量及び機体の汚れについて点検を行い、確認して返却を受ける。

5 市長は、機械等の貸出しに際して必要な条件等を付すことができる。

(目的外利用の禁止)

第8条 利用者は、承認を受けた目的以外に利用し、若しくはその権利を譲渡し又は転貸してはならない。

(貸出承認の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの承認を取消すことができる。

(1) 利用者がこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 機械等の管理上支障があるとき。

(3) 公益上の必要が生じたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の貸出承認の取消しによって利用者に損害が生じても、その責めを負わない。

(委託業務)

第10条 市は、第1条の目的を達成するために市貸出事業を実施するにあたり、法人その他の団体に貸出事業に係る業務を委託することができる。

(利用者の責務)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 機械等の利用を終了したとき、又は第9条の規定により貸出承認を取消されたときは、機械等を十分に清掃した後、速やかに返却すること。

(2) 機械等の利用により事故が生じたときは、直ちに市長に報告すること。

(3) 貸出中に追加燃料が必要となった場合は、利用者が負担すること。

(4) 剪定枝粉碎機で粉碎したウッドチップは、廃棄せず有効利用すること。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意に機械を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、機械等の利用によって利用者及び委託業者職員に生じた損害について、その責めを負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

機械等名称	利用料 (1台・組/1回)	所有台数	備考
草刈機	300円	4台	
自走式草刈機 (ハンマーナイフモア)	2,500円	1台	
管理機小型 (フロントロータリー式)	1,500円	2台	
管理機中型 (リヤロータリー式)	1,500円	2台	
アルミブリッジ(2個組)	300円	1組	軽トラック昇降用
剪定枝粉碎機	無料	2台	電動式

上記利用料は消費税等を含む。